

記載要領等**事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（事業継続困難免除）****《この届出書の提出が必要な方》**

特例事業受贈者・相続人等^(注)がその有する特例（受贈）事業用資産に係る事業を継続することができなくなった場合（その事業を継続することができなくなったことについて租税特別措置法施行規則第 23 条の 8 の 8 第 21 項（同令第 23 条の 8 の 9 第 19 項において準用する場合を含みます。）で定めるやむを得ない理由がある場合に限り）には、その該当することとなった日（事業継続困難日）から 6 か月以内に、この届出書を提出する必要があります。

（注） 会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 6 項又は第 70 条の 6 の 10 第 6 項の承認を受けている特例事業受贈者・相続人等については、事業継続困難免除の適用はありません。

《記載要領等》

- 1 標題の「贈与税・相続税」や本文の「贈与を受けた・相続（遺贈）があった」などの箇所については、該当する部分以外の文字を二重線で抹消してください。
- 2 届出者の欄には、特例事業受贈者・相続人等の住所、氏名を記載してください。
- 3 「3 事業継続困難日」欄は、「2 この届出に係る事由の別」欄の事由により事業の継続が困難となった年月日を記載してください。
- 4 「特例事業受贈者・相続人等」とは、
 - (1) 「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 1 項）の適用を受けている方は、同条第 2 項第 2 号に規定する「特例事業受贈者」をいいます。
 - (2) 「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第 70 条の 6 の 10 第 1 項）の適用を受けている方は、同条第 2 項第 2 号に規定する「特例事業相続人等」をいいます。